

第1回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会

平成18年9月15日（金）

【福浦企画官】 本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。定刻よりも若干早うございますが、全員おそろいでございますので、ただいまから第1回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会を開催いたしたいと存じます。

まず、開催に当たりまして、藤井自治行政局長からごあいさつ申し上げます。

【藤井局長】 自治行政局長の藤井でございます。

先生方には、それぞれ重要なお仕事でお忙しい中、当研究会の委員を引き受けていただいたことに、心から感謝申し上げたいと思います。

今回の研究会のテーマは、既にご案内だとは思いますが、堀部先生と宇賀先生にご尽力いただいて、住民基本台帳法の閲覧制度についての制度見直しをさせていただいたんですが、そのときから、一つ宿題でもあり、また、国会での審議の中で、附帯決議の中で一つ宿題として浮き上がってきたのが、写しの交付等のあり方の問題でございます。

たまたま法務省からもご参加いただいておりますが、戸籍の謄抄本の関係でも制度の見直しもされていると承知しております。そういうこともありまして、写しの交付制度等を中心に制度の見直しをしていただきたいというお願いでございます。

まことに恐縮ですが、忙しい日程になろうかと思っています。私どもとしては、いろいろ考えますと、来年の1月ぐらいにはお考えをまとめていただければと思っています。私どもは事務局として最大限のお支えをして、努力をしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。感謝の念とお願ひを申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

【福浦企画官】 それでは、次第の3でございますが、本日ご出席いただきました検討会の構成員の皆様方をご紹介申し上げたいと思います。

お引き受けいただきました先生は6名でございますが、本日は5名の皆様にお集まりいただきました。お名前を50音順にご紹介申し上げたいと思います。

まず、東京大学大学院法学政治学研究科教授の宇賀克也委員でございます。

【宇賀委員】 宇賀でございます。よろしくお願ひします。

【福浦企画官】 次に、消費生活専門相談員の岡田ヒロミ委員でございます。

【岡田委員】 岡田です。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、立教大学法学部教授の角紀代恵委員でございます。

【角委員】 角と申します。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、中央大学大学院法務研究科教授の堀部政男委員でございます。

【堀部委員】 堀部です。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、東京都総務局行政部長の前田信弘委員でございます。

【前田委員】 前田でございます。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、オブザーバーの方をご紹介申し上げます。まず、内閣府国民生活局個人情報保護推進室長の南嶋崇郎様でございますが、本日は代理で課長補佐の加藤卓生様がお出席でございます。

【加藤課長補佐】 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、法務省民事局参事官の小出邦夫様でございます。

【小出参事官】 小出でございます。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 ありがとうございます。

最後に、本日は欠席されてございますが、全国連合戸籍事務協議会会長で千代田区長の石川雅巳委員がいらっしゃいます。ご紹介申し上げます。

【福浦企画官】 当委員会は、以上6名のメンバーで構成されております。皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、藤井局長以外の総務省側の出席者をご紹介申し上げます。

まず、門山審議官でございます。

【門山審議官】 門山でございます。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、小暮市町村課長でございます。

【小暮課長】 小暮でございます。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、望月理事官でございます。

【望月理事官】 望月でございます。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 次に、澤田理事官でございます。

【澤田理事官】 澤田でございます。よろしくお願いいたします。

【福浦企画官】 最後に、私、住民台帳企画官の福浦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず次第の4でございますが、当検討会の座長の互選をお願い申し上げたい

と思います。お手元にお配りしております資料1の開催要領の中で、座長につきましては、委員の互選ということにさせてもらっております。第3の「座長」の(1)でございます。事務局から、堀部委員にお願いしたいと考えてございますが、その点はいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【福浦企画官】 それでは、堀部委員に座長をお願いしたいと存じます。

それでは、座長席のほうに。

【堀部座長】 それでは、住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会の座長を務めさせていただきます、中央大学の堀部です。改めまして、簡単にごあいさつ申し上げたいと思います。

住民基本台帳法が昭和42年(1967年)に施行されまして、そのときは閲覧も写しの交付も自由にできたわけですけれども、その後、昭和60年(1985年)に住民基本台帳法の改正をいたしました。そのときに、委員として参加いたしまして、当時の国民のプライバシー意識、個人情報意識を踏まえて、従来のように自由ということではなくて、請求事由を明らかにするという改正をいたしました。

その後、平成11年(1999年)5月6日であったと記憶していますけれども、衆議院の地方行政委員会で、住民基本台帳ネットワークシステム導入のための住民基本台帳法改正法案の参考人質疑がありました。そこに参考人として出まして、個人情報保護の観点から意見を述べました。その前の大臣懇談会などにも出ております。

さらに、21世紀に入りまして、DV被害との関係での検討も行いました。また、昨年は、住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会で、5月から10月にかけて検討しまして、10月20日に報告書をまとめました。

これをもとに総務省で改正法案を策定しまして、4月25日であったと記憶していますけれども、参議院先議だったものですから、参議院の総務委員会に参考人として出ました。そのときにも、先ほど、藤井自治行政局長も触れましたが、国会の審議の中で、住民票の写しの交付の問題をなぜ今回、改正しなかったのかという質問、意見が出たりしました。その際にも、法務省で戸籍謄抄本について検討しているので、その検討状況も見ながら、住民票の写しについても検討することになるのではないかと説明しました。今回の段階ではそれは言えませんでした、ということで、説明したりいたしました。

そういう議論を経てきていますので、今回、検討会ができたということは、大変重要な

意味を持っております。幸い、それぞれの分野でご活躍の委員の方々が参加されていますので、一緒に協力しながら、一方で住民の個人情報の保護、他方で住民票を使う必要性、利用とのバランスをどうとっていくのかということ、社会的に受け入れられるような結論をまとめていければと考えております。そういうことで、微力ながら、全力を尽くしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、先ほど、福浦企画官からありましたが、資料1によりますと、座長代理の指名をすることになりますので、これにつきましては、宇賀委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、検討会の運営等につきまして、望月理事官、お願いいたします。

【望月理事官】 では、私のほうからご説明させていただきます。

要領のほうで、運営につきましては別に定めるような形になってございます。お手元の資料2-1をごらんください。こちらで、検討会の運営につきまして、事務局で案をつくらせていただいております。

(1)が「議事の公開の取り扱い」でございます。まず最初ですけれども、会議の資料は、会議の終了後、原則として速やかに公開するというようにさせていただきたいということでございます。

(2)の議事録でございますけれども、議事録は会議の終了後、速やかに作成しまして、各構成員の確認を得た上で公表する運びにしたいと思っております。

(3)の「公表の方法」ということで、議事録と会議資料をホームページに掲載することによって、会議を公開する形にしたいということでございます。

「その他」は、ほかの議事の公開に関して必要なことは、座長がその都度、会に諮って決めるという形態をとりたいと思っております。

以上が、会議の公開の取り扱いについてでございます。

2番目が、今回の検討内容は非常に事務的な作業が多いと予想されますので、検討会の検討を補佐し、実務上の課題を整理するというところで、座長の指名によって幹事を置くことにさせていただきたいということでございます。

あわせてでございますが、事務局で幹事（案）というものをつくらせていただいております。資料2-2をごらんください。千代田区の戸籍住民課長の大井様、また、三鷹市の市民課長事務取扱の後藤様、全国連合戸籍事務協議会幹事長で、台東区戸籍住民サービス課長の柴崎様、あと、横浜市の窓口サービス課長の石田様にお願いしたいと思っております。

ます。以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました検討会の運営、幹事につきまして、何かご質問、ご意見があれば、お出してください。

特にないようですので、検討会の運営と幹事につきましては、資料のとおりとさせていただきますと思います。

次に、次第6で、議事になります。初めに、資料に基づきまして、事務局から一括して説明をお願いいたします。その後、各委員から意見をお出しいただきたいと思います。

それでは、望月理事官からお願いいたします。

【望月理事官】 それでは、次第6の議事の中身に即しまして、説明させていただきます。まず、議事の(1)ということで、現行の住民票の写し等の交付制度がどうなっているのか、また、異動の届出について、現行の制度はどうなっているかという点について、ご説明申し上げます。

資料の3-1をごらんください。住民基本台帳制度全般についてのご説明をさせていただきます。1番の「目的」でございますが、住民基本台帳法は、まず、特別区を含む市区町村において、住民の居住関係の公証を行うという点。また、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎とする点でございます。あわせて、住民の住所に関する異動届の簡素化を図って、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るということでございます。

これら全体のために、一つの制度として住民基本台帳制度を定めまして、もって最終的には利便の増進と国、地方公共団体の行政の合理化に資することを目的にしているということでございます。前半の住民の公証だという点が、写しとか閲覧というところにあらわれている点でございます。また、届出の簡素化というのは、いろいろな行政台帳があるわけですが、それを一種ワンストップ的に処理しようという思想でございます。

「あわせて」以降の、記録の適正な管理を図るという点が、むしろプライバシーに配慮して、ある程度厳密に情報を管理しているんだというところをあわせた表現でございます。

2番でございますけれども、全体の制度の対象者は日本国籍を有する住民ということでございますので、外国籍の方は対象とならないということでございます。

3番でございますが、台帳の整備、管理の主体は、市区町村でございます。政令市の場合にありましては、区を、都の特別区とは異なりますけれども、住民基本台帳法は特に市

と同じように扱うという原則になっておりますので、この点だけは若干注意が要るということでございます。

4番目で、住民基本台帳はどういうものかということですが、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したものということで、今、住民票は各個人ごとにつくるのが原則になっておりますが、住民基本台帳は、それらの住民票を束ねた総体をあらわす概念だということでございます。

あと、「住民票の記載と記載事項」でございますけれども、記載の仕方は、住民からの届出というやり方と、あとは市町村長の職権によるというやり方と、2つのルートがあるということでございます。

主な記載事項が列記されてございますが、これはまた後ほど別の資料で説明させていただきます。

2ページの6でございます。先ほど、住民票の記載の方法は、住民の届出と市町村長の職権によるという2つのルートがございましたけれども、ここは、まず第1番目の届出のほうでございます。住民票は、居住関係を公証するということでございますので、記載されていることが正確なことが何よりも大事でございます。そのために、届出といたしまして、転入届、転居届、転出届、世帯変更届という基本的に4つの届出をつくってございます。

また、法律上の特例としまして、住民基本台帳カード等を持っている場合については、付記転出届という、特例としての届出がございますので、一応「等」という形にしておりますが、基本的にはこの4つの類型で届出は完結しているというものでございます。

そのほか、(2)のほうで、市町村長は、定期、もしくは、必要に応じて随時住民票の記載事項について調査を行うことができるということ。これによって、例えば届出の際に、ちょっと疑義があるといった場合につきまして、住民のほうに何らかの通知をして、その返答を待って修正を行うことができるようになっているということでございます。

(3)は、その他市町村間の通知という制度を設けておりまして、転入届があった場合には、転出入間でお互いに連絡を取り合うこと、また、戸籍の場合、出生とか死亡によりまして、記載するとか除くという作業が当然生じますので、それも市区町村間の連絡によって保っているということでございます。

7番目の選挙人名簿につきましては、この台帳を基本につくっていくんだということ。また、選挙管理委員会が何かの間違ひとかを見つけた場合については、住民系のほうに連

絡すると。逆に、住民係が見つけた場合については、選挙管理委員会に、お互いに連絡するという体制になっているということでございます。

8番でございますけれども、このような台帳をもとにしまして、さまざまな事務に利用されておまして、例えば、選挙事務、例えば国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当、住民税、各名簿の作成、印鑑登録証明、その他予防接種とか、生活保護とか、もろもろの住民サービスが基礎になっているんだということで、これは共通の台帳であるという性格が非常に強いということです。

3ページでございます。今回のメインテーマでございますが、閲覧制度につきましては、先般、改正させていただきまして、残りは、住民票の写し等の交付制度としてどうするかという点でございます。全般としまして、立法当初、住民基本台帳は、居住関係を公証する唯一の公簿といたしまして、原則公開だということでやっております。

その後、昭和60年でございますが、個人情報保護の観点から一定の制限が加えられたということで、具体的には、点線の中は閲覧制度でございまして、まだ施行されていませんが、改正前のものを書いてあったものが真ん中のところでございます。不当な目的によることが明らかなき、また、閲覧の場合はさらにきつく書いてございまして、知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあるとき、その他当該請求を拒むに足りる相当の理由があるときについては請求を拒むことができるという形で、個人情報保護の観点から対処してきたということでございます。

あと、それにつきましては、今回、法律の改正をいただきまして、11月1日から施行するというので、政令を定めさせていただいたところでございます。中身は後ほどまたご説明いたします。

2番目でございます。住民票の写しの交付につきましては、このような制度になっているということでございますが、また後ほど別な資料で説明しますので、ざっくりと。自己もしくは自己と同一の世帯に属する者に関する住民票の写し等の交付を請求することができるようになっている点とか、第三者につきましても、住民票コードが記載されていないものにつきましては、だれでも請求することができるということで、全体として、基本的には何人でも請求できるというのが大きな構成であります。

それに対しまして、一番最後でございますが、不当な目的によるときには拒否できる仕組みになっているということでございます。

また、住民票と戸籍制度の間をつなぐものとして、戸籍の附票という制度がござい

まして、これによって、戸籍のほうの本籍地の市町村の側から、この人は今、どこに住んでいるのかという住所の確認をすることができるという制度になってございます。附票につきましては、住民票の写しと同じように、この写しを交付するという制度があるというものでございます。

あと、4番目で、本人確認情報等の処理とか利用ということで、これはどちらかということ、ネットワークを使った事務処理に使われているものでございます。

5ページをごらんください。今回の閲覧のほうの制度改正の概要でございます。

まず1つは、何人でも閲覧請求できるということにつきましては、これを廃止することにして、個人情報保護に十分留意した制度として再構築したということでございます。まず、閲覧することができる場合を限定したということで、どういう場合にできるのかということ、国、地方公共団体が、法令に定める事務の遂行のために必要な場合と、2番目で、特に公益性が高い場合につきまして、類型化をいたしまして、その場合について認めことにしたということでございます。この場合、営利的な活動については、基本的には入らないことになるということでございます。

2番目で、このような類型分けにしたことと一緒に手続等の整備を行いまして、閲覧の際に、利用目的とか管理の方法——集めた情報をどのように管理していつ廃棄するのかとか、得た情報をもとにした調査、研究については、どのような形で社会に還元するのかという点をチェックできるような体制にしているという点。また、3番目の点でございますが、目的外利用の禁止とか、第三者提供の禁止を法律上で明確に位置づけまして、それについて、罰則等によって担保するという形をとっているということでございます。

6ページでございますけれども、この改正によりまして、おおむね住民の居住関係の公証制度を2つ——これまでもあったものですが、今、こういう形になっております、ということでございます。まず、特定の住民についての公証はどのようにするかということで、これは原則としまして、住民票の写しの交付で対応していただく形になってございます。例えば、ご本人が自分の住所を確認したいといった場合の特定住民の公証につきましては、閲覧ではなく住民票の写しで対応する形になっております。

括弧書きのところは、今現在の運用の状況でございますが、不当な目的を排除する中で、結局生き残っている基本的な類型は、本人とか同一世帯の者による閲覧とか、国、地方公共団体による写しの交付請求とか、弁護士とかによる請求とか、あとは、取引相手の確認をする、また、相続の際にあわせて住所を確認するような場合もございますので、そうい

う場合につきまして確認するという類型だということでございます。

下のほうが閲覧のほうでございまして、逆にこちらのほうは、住所が特定されているとか、地域が特定されている中で、そのエリアに住む不特定の者を公証する制度として位置づけられるのかなということでございます。

これにつきましては、住民基本台帳の一部の写しの閲覧をさせることで対応するという事で、一部というのは、基本的な4情報だけをリスト化しておりますので、それで対応するんだということでございます。法律の改正の結果としまして、国、地方公共団体と相当な理由を持つ者ということで、特に公益性の高い場合に限定したということ。その類型は、ア、イ、ウで、世論調査等のうちで公益性が高いもの、また、公共的団体が行う公益性が高いもの、ウの場合で、営利以外の目的で訴訟提起など特別な事情のあるものという基本類型に分けられるということでございます。以上が全体の制度設計の仕組みでございます。

資料3-2のほうで、写しの交付制度全般につきまして、まずご説明させていただきます。一番左側の「住民票の写し等の交付」の欄を順次ご説明申し上げます。交付するものはどういうものかということで、住民票の写しと住民票の記載事項証明書。また、請求者はだれでも可だということ、ただし、第三者が請求する場合には、住民票コードが出ないような仕組みになっているということ。

請求の手続についてでございますが、請求事由を明らかにするという原則で、この請求事由を見ることによって、不当な目的かどうかを判断する形になっておりますが、一定の場合につきましては、請求事由を明らかにしなくてもよいことになっておりまして、4つの類型が定まっているということでございます。

その右側でございますけれども、戸籍の附票の写しの制度も同じような形になっておりまして、「戸籍の附票の写しを交付」は、だれでも請求ができる。その場合に、原則として請求事由を明らかにするんだけど、一定の場合については明らかにしなくてもよい。その4類型が示されているということでございます。

戸籍の附票のほうにつきましては、まず自己、もしくは自己と同一の世帯の者というところが戸籍の附票に記載されている者、またはその配偶者、直系尊属、卑属という形で、若干書き方が異なっておりますが、それ以外については、基本的に同じような書き方になっているということでございます。

参考としまして、戸籍の謄本、もしくは抄本等のものがございますけれども、これにつ

きましても、現在、何人でも請求が可能ということで、今、これは法務省でどのようにするかという検討がされているという状況でございます。

次のページをごらんになっていただきたいんですが、一般的にどういう事項を証明するのかということで、住民票の写しのほうは一番左側でございまして、氏名、生年月日、男女の別、住民となった年月日、住所を証明するという。特別な請求があれば、そういった事項以外が請求できるようになっているということでございます。

具体的にどういうことが書かれているのかでございまして、次の3ページをごらんください。住民票と戸籍の附票のほうでございまして。住民票の記載事項というのは、行政の基本台帳だという性格を反映しまして、いろいろなことが書かれておりますが、まず、基本となりますのは、③までの氏名、生年月日、男女の別、ちょっと飛びまして、⑥の住民となった年月日、7番目の住所でございまして。これにつきましては、基本的な証明事項でありまして、通常の住民票の写しの場合は、これの形で出てくるということでございます。

そのほかの事項につきましては、特別な請求があった場合に限って、これが記入された写しが交付されている形になりまして、特に多いのは、④と⑤、つまり続柄の欄と戸籍の欄については、特別な請求があるかないかによって出たり出なかったりするわけですが、特別な請求としては、これが非常に多いということでございます。逆に言うと、その他の事項につきましては、特別な請求でもほとんど出ていかない実態でございまして。

あと、戸籍の附票のほうは、記載事項が戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日でございます。これによりまして、これは本籍地の市町村で作成されているものでございますが、戸籍、本籍がわかることによって、だれのだれべえさんについての戸籍がわかると、あとはその人が住んでいる住所、もしくはそれを定めた年月日がわかるような仕組みになっているということでございます。

参考でございますが、戸籍のほうでどういうことが書かれているのかでございましてけれども、身分関係を公証するというでございまして、基本的には、親と子供がどのような形になっているのかを明らかにする仕組みになっているということでございます。

4ページ以降が実例でございます。写しとかがございまして、これはご参考までということでございます。一般的な形でございまして、世帯全体で出した場合に、氏名とか、本籍を入れるか入れないとか、住所を入れるということで、すべて記載されているということでございます。

5ページが戸籍の附票の写しの例。6ページは、このまま全部出すと謄本という形にな

りますが、これは戸籍の基本的な例でございます。

あと、お手元の本日の資料の参考資料の④⑤をお開きください。これはボリューム感で、年間でどれだけの写真が交付されているのかという点でございます。参考資料④でございますが、住民票の写しのほうの交付件数は年間で7,500万件でございます。非常に大量の証明書が発行されているということ。また、戸籍の附票の写しの交付件数につきましても400万件でございますので、それなりのボリュームがあるということでございます。また後ほど説明申し上げますが、異動届につきましても、転入、転出それぞれ大体400万件というボリューム感でございます。ちなみに戸籍の謄抄本は、3,000万件ぐらいですので、写しの交付の大体半分弱というレベルでございます。

次に、参考資料⑤でございます。こちらは、実際にだれから請求されているんだということでございます。これは、調査自体は昨年でございますけれども、人口段階別に22団体を抽出いたしまして、1週間でどういうものが請求されているのかという中身を分析したものでございます。1の「住民票の写し」で、交付件数が3万件ございましたが、その中でどういう人が請求しているんだという点。まず、ご本人、もしくは同一世帯の人が64%、公務員が請求していた場合が6%、弁護士とか司法書士とか、いわゆる8士業の方が4%、あと、金融機関が18%、自動車販売店は、車を買う際に住民票の添付が要る場合がありますので、こういうものを請求されている方が1.5%でございます。

あと、附票のほうでございますけれども、全体で2,000件ございまして、本人等によるものが17%弱、公務員が47%、弁護士とか司法書士が26%、金融機関等が7.6%という数字でございます。これの詳しい内訳が次の2ページ、3ページでありまして、写しのほうだけで申しますと、例えば、(3)のところでございますが、先ほど申しました公務員による請求の内訳でございます。具体的に言いますと、都道府県とか市区町村——これは通常の業務に利用することのほかに、税務署から、国による請求としてあるということでございます。また、この都道府県とか市区町村が、どういう人がやっているのかなということなんです。参考になるのはむしろ(5)のほうでございます。都市整備機構とかの請求等がございますので、一つは土地関係で、ここの土地に住んでいる人を確定するという点。もしくは、信用保証をした際に、その人の確認をする形。このようなものが類型としてあるということでございます。8士業の場合も大体同じでございます。結局そういうものを反映して、弁護士とか司法書士とか、土地家屋調査士、また行政書士が非常に多いということでございます。

3 ページでございます。戸籍の附票のほうでございますが、具体的にだれが請求しているのかということで、(3)の公務員の内訳でございます。市区町村のほか、警察、都道府県でございます。(4)のところ、8 士業の場合につきましても、傾向はあまり変わりません。弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士でございます。その他の欄に紛れ込んでおりますが、金融機関が174件で、これは先ほど割り算しましたが、一般最初の数字ということで、7.6%という数字になるということでございます。

結局、金融機関とかがありますが、民と民の関係において、何らかの契約を結んでいる場合に、相手を確定するために住民票を取ることが多いのかなということでございます。

以上が写しのほうの現状でございますが、もとの資料に戻っていただきまして、資料3-3でございます。現在の写しの改正経緯です。昭和42年に住民基本台帳法になった時点では、何人でも交付請求できるというだけのことで、その他、特に災害等があった場合については請求を拒むことができるとされましたが、原則としては、いつでもだれでもOKという形でございます。

それが60年の段階で、請求理由を明らかにするようになりまして、それが不当な目的の場合には拒否できるという形で改正されたということでございます。特に拒否できる事項としましては、続柄とか戸籍はセンシティブ情報として、原則としては出さないという類型分けにしたということでございます。

(3)のほうは、住民票コードが記載されたときのバリエーションですので省略します。

(4)でございますが、平成16年で、例えばドメスティック・バイオレンスにつきましては、法律ではなくて、今ある法律の不当な目的によることが明らかだということの解釈として、事務処理要領を改正することによって対応しているという状況であるということでございます。

後ろのほうは、改正経緯の条文でございますので、今回、説明は省かせていただきたいと思っております。

以上が写しのほうでございますが、次に届出のほうの制度でございます。資料3-4でございますが、住民基本台帳法は、転入届、転居届、転出届、世帯変更届ということで、方法につきましては、書面審理を取ってございます。ここは戸籍と若干違いまして、戸籍のほうは口頭ということも書いてあるということでございます。

3番目の届出人でございますが、基本的にはご本人で、転入した人、転居した人、転出した人、また、世帯変更の届出があった場合については、その変更があった人。ただし、

世帯主につきましては、全体を代表するという形で、世帯員にかわって届出をすることができる形になっているということでございます。

4番目でございますが、どういう審査をするんだということでございますけれども、形式的な審査ということで、書類が整っているかどうかをチェックするのは当然としまして、そのほかに、実質的な審査といたしまして、届出人の本人確認を行う手続をとってございます。

ただ、これは事務処理要領をベースにしまして、実態としてやっている運用上の対応だということでございます。戸籍のほうですが、似たような形になっておりまして、特に一番最後のところですが、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届につきましては、ある程度本人確認をするという実質審査をした上でまたチェックするというので、通知するという対応をしているということでございます。

このあたりのところにつきましては、資料3-5をごらんください。これは住民票の異動届の対応でございますが、どういう本人確認をするんだということを、平成17年2月23日の段階で通知しております。不正な成り済ましとかが発生したこともございまして、そういうことを転機にこういうことを出しているということでございます。対象とする届出等は、先ほど申し上げましたとおり、本人確認の対象者につきましては、基本的には届出を持参した者で行うということ。

また、本人確認の方法につきましては、以下のような書類でやるということで、2ページの①でございますが、住民基本台帳カードがまず一つの類型。そのほかに、旅券、パスポート、官公署が発行した免許証とかでやっていくということでございます。なお、一般的に官公庁発行物につきましては、写真がついているもので顔を見比べることによって、本人確認をするということでございますが、住民基本台帳カードの場合は、あわせて端末で住基データを確認することによって、別の方法をとることができる仕組みになっているということでございます。その他適当な書類を添付させることによって、随時確認を行うというものでございます。

2番目のところは、似たようなことが書いてございまして、第4のところでございます。届出人に対する通知ということで、第3の類型で、ある程度本人確認ができた場合について、とりあえずそこで届出を受理した上で、届出人本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられると。特に、転出届の場合は成り済ましが行われやすいところでございますので、本人確認ができなかった場合に通知するという考え方をとっているという

こととございます。

どういう通知をするのかということは、4ページに記載されていたかと思うんですが、様式例ということで、「住民異動届受理通知」という名称のもとで、あなたの異動届、特に転出届をいただきましたけれども、その旨を通知しますよと。何か疑義があった場合につきましては、市役所に連絡をくださいという中身の通知を出すということとございます。これによって、何かあった場合については発覚するという形をとっているということとございます。

その後の5ページをごらんください。こちらはいろいろ書いてございますが、要は、先ほどのところは転出、転入届についての通知でございますけれども、通常の写しを交付する際の手続についても、これと同じようなことを参考にしてやっていただければということで、通知しております。閲覧と写しの場合について、それぞれ対応しているということとございます。

以上が現在、どういうふうに住民票の制度が成り立っているか、また、異動届がどういうふうになっているかというご説明でございます。

次に、資料4-1をごらんください。戸籍のほうの制度は、今、どういうふうな議論がされているんだという点でございます。こちらで、法務省の中の法制審議会の戸籍法部会の中で諮問されてございます。全体の親会に諮問されて、それが部会の中で検討されている形でございますけれども、中身につきましては、第1が交付の請求についてどのように考えていくかという点。また、ちょっと飛びますが、第3のところ、届出の手続についてどのようにしていくんだという点。このあたりが特にメインの場合でございます。

あと、資料4-2は戸籍法部会のほうのメンバーということで、岡田先生と角先生も部会のメンバーでございます。

資料4-3は、法制審議会の戸籍法部会で、今、どういう経緯になっているのかということとございます。諮問があったのが平成17年の10月でございます。現在、パブリックコメントが終了した段階でございます。平成18年の7月18日の段階で、戸籍法の見直しの中間試案ができておりまして、それをパブリックコメントにかけた。その結果を踏まえて再度やりましょうというので、今、9月19日に予定されてございます。

どういうことが中間試案の中で言われているかとございますが、資料4-4をご覧ください。実物は資料4-5と4-6で、非常に大部になりますが、とりあえず、事務局の責任でイメージとしてまとめさせていただきました。先ほどの諮問事項にあわせまして、大き

く検討内容はありますけれども、1つは、戸籍の謄抄本の交付請求の中身でございます。まずは、交付請求ができる場合ということで、自己の権利、権限等の行使、また、国、地方公共団体等への提出の必要があることを明らかにした場合については大丈夫ですと。逆に言うと、この場合は、請求事由を必ず明らかにするのが前提になっているということでございます。

また、(イ)の場合で、市町村長が相当な理由があると認めた場合ということ。この場合につきまして、準じるかどうかという点が若干議論になっているということでございます。

以上を原則体系として立てまして、この中で、請求事由を明らかにしなくていい場合はどのようにするかという点につきまして、まず、本人請求の場合について、今、A案、B案に分かれております。B案のほうは、まさに戸籍に登録されているご本人が請求する場合だけ明らかにしなくていい。それに対しまして、そのほかに配偶者とか、直系尊属、卑属まで含めて明らかにしなくてもいいんじゃないかというのがA案でございます。

現状まず、これまでの運用がA案になっておりまして、議事録を読んでいる形では、部会の中の話でも、社会通念上、A案が普通じゃないかという議論が優勢であると読み取れます。また、3番目は本人請求の場合でございますが、そのほかの、いわゆる第三者請求の場合について、どういう類型が考えられるのかということで、1つは、国、地方公共団体が事務の遂行上、必要があるということを明らかにした場合については、まさに国、地方公共団体側からの請求については応じてもいいんじゃないかということでございます。

(イ)の項が、弁護士等の8士業が職務上必要な場合についても、同じように請求を認めるんだけど、この場合に、請求事由を書くところまでは合意を得ていますが、中身をどこまで詳しく書くのか、特に、受任事件の依頼者の名前を書くのか書かないのかということにつきまして、まだ最終的にまとまっていないという状況で、(A1)、(A2)、(B)と書いてありますが、それぞれ有力な意見があるということでございます。

(4)のほうは、資料の提示の求めのほうを今回、権限としまして、法律で位置づけるということでございます。

2番目としまして、こういうふうな請求があった場合の請求の際の本人確認をどうするのかということで、これまでは、戸籍のほうも実務上やっていることでございますけれども、それを法に位置づける形を想定するかどうかということで、窓口への出頭の場合につきましては、出頭者に応じて運転免許証などの本人確認書類を出してもらうものであるということ。また、郵送の場合につきましては、これに準じたものをコピーで添付していた

だいて確認しているというもの。また、使者、代理人につきましては、委任状の提出が必要だということをはっきりしようということでございます。

3番目で、交付すべき請求書ということで、「原則戸籍の抄本（個人事項）」と書いてございますが、今の戸籍の場合は、原則として親子全体が載っておりますので、その一部だけを出す。それも、一人の人について事柄を細切れに出すというより、この人について出すかどうかというところで分けるということで検討しているということでございます。

4番目につきましては、交付請求書の開示ということで、これにつきましては、私の戸籍謄抄本をだれかがとったときに、この人の申請書を出すか出さないかという点でございますが、特段の規定を設けない、別な言い方をしますと、各地方公共団体が整備しております個人情報保護条例で対応すればいいという考え方がA案で、あとは何らかの制度を設けたらどうかというのがB案。これは、審議の中ではA案のほうが多いということでございます。

次に、除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求については、本体の通常の請求と同様でいいのではないかと考えてございます。あとは、第三のほうで、届出人の本人確認をどうするのか、特に戸籍の場合は、届出を受理することによって、法律上の効果がそのまま発生する、婚姻とか離婚の場合は、届出を受理することによって婚姻や離婚が成立する形になりますので、その取り扱いをどうするんだという点を中心に議論がされているところでございます。

先ほどの場合と同じですけれども、届出の際の本人確認として、運転免許証等の書類の提示によって本人確認を行うという点。このような議論がされているということで、逆にそれでできなかった場合についてどうするのかというのが、話されていることでございます。その際に、一たん届出を受理して、お手紙を送って、その間に何か問題が返ってきたら、その段階でというやり方がA案でございます。

次にB案のほうは、届出を一たん受け付けるけれども、原簿そのものへ記載せずに、その間にお手紙を出して、何かおかしいですねという話があれば別で、特に返事がなければ一定期間経過後に初めて原簿に記載するという。A案とB案で何が違うのかというと、一たん原簿に記載した後に消除するか、最初に書かないで、そのままになってしまうのかということでございます。ただ、B案のほうは、受け付けない間に同じような請求が何個もあって、例えば婚姻届がいっぱい出た場合にどうするかとか、実務上の問題で非常に課題が多いということで、大体A案が支持されているという状況ではないかと思っております。

ます。

あと、届出の不受理の申立ということで、これは、特に私の知らない間に離婚届が出てきたときに受け付けないでくださいというような請求。このようなものを認めるかどうか。これは戸籍のほうの特定のな話ですので、住民票のほうには入れないということでございます。

その他制裁の強化が言われているということでございます。

大体、以上が戸籍法のほうの話でございますが、大きく言いまして、争点としましては、どういう場合に交付請求をすることができるかという類型分けの問題と、その場合について、どこまで請求事由を明らかにするかという点、また、実際の本人確認の手段をどのように位置づけていくんだという点。

このような点が主な論点として浮かび上がっておりまして、これを参考に、住民票のほうでどうだろうかということをつくらせていただきましたのが、資料5-1でございます。こちらで、まず、住民票の制度につきまして、どのように考えるかということで、基本的な制度設計は、戸籍の謄抄本と似たようなところがございまして、それに準じまして、交付請求できる場合をどのようにするか、特に、今、何人でも住民票の写し等の交付請求をすることができるかとされておりますけれども、これにつきまして、一つの類型化というのが近いかもしれませんが、限定することとするかどうかということでもあります。

また、限定するとして、どのような場合に限るようになるのか、また、戸籍謄抄本に係る議論と特に異なるような取り扱いとすべきような点があるだろうかという点です。これが一つの、まず一番最初に立つ論点なのかなと。2番目としまして、細かいところですが、現行法では、自己とか同一世帯員による請求の場合につきましては、請求事由を明らかにしなくてもよいとされてございます。これにつきまして、どのように考えるかということでございます。また、3番目で、同じように明らかにしなくてもいいよというものにつきまして、1つは、国、地方公共団体の職員による職務上の請求の場合、また、弁護士とかによる職務上の請求の場合について、どういうふうに考えるかということでございます。

それぞれ明らかにするとした場合、どの程度まで明らかにさせる必要があるのかなという点です。ここが一つの論点としてあるのかなということでございます。戸籍の謄抄本と極めて似たような類型でございますが、特段、異なる取り扱いとすべきものが何かあるかどうかという点が次の課題としてあるということでございます。

これが場合分けの話でございますが、あと、2の「本人確認等」というところでござい

ます。当然、正確な記録を期すということで、なりすましを防止するのが何よりも大事だという点と、写しにつきましても、例えば住民票の写しがあると、銀行口座が開設できる場合がございますので、こういう点でも、本人になりすましをするという変な意味でのニーズがございますので、写しを出す場合も、どういうふうに本人確認をやっていくのかというのが大事だということで、その手続をどのように行うべきか。また、住民基本台帳カードなどの本人確認書類の提示等について、どのような位置づけを図っていくか。今、事務処理要領、もしくは個別の通知によって対応しておりますけれども、これについて、法律上何らかの位置づけをする必要があるかどうか、また、位置づける場合にどうするかということでございます。このあたりも、戸籍謄抄本に係る議論と極めて似ている論点でございますが、特段異なる取り扱いとするべきものがあるかどうかということでございます。

3番目で、郵送による請求について、どうするのか。また、代理人とか使用者による請求についてもどのように考えるのかということであります。この場合、同じように、戸籍の謄抄本に係る議論で議論されておりますが、それと特段異なる取り扱いとすべきものは何かあるかどうかという点が一つの論点なのかなと。

3の「その他」としまして、交付請求書の開示について、どのように考えるんだということであります。戸籍のほうでも同じような議論がされておりますが、特段異なる取り扱いとすべきものがあるかどうかという点が一つの論点だということでございます。

2ページでございますが、「届出人の本人確認について」ということで、こちらのほうで論点として立つのかなと想定しておりますのは、届出人の本人確認の方法で、転出届、転入届等における本人確認の手続についてどのように考えるかということでございます。特に、転出する際に、成り済まして転入届を出されてしまいますと、それ以降、事実をチェックするのは極めて難しい状態になりますので、転出届の際にどのように確認するのか、転入の際にどう確認するのかというのが最も大きな山だと思いますが、それについてどのように考えているのかという点。その際に、本人確認書類の経緯等について、どのように位置づけを図っていけばいいのか、また、戸籍の届出に係る議論と特段異なる取り扱いとすべきものはあるのかどうかという点でございます。

また、届出人の本人確認ができない場合の措置ということで、現在、運用上お手紙を出すような仕組みにしておりますが、このような本人確認ができない場合について、確認方法をどのように考えるか。また、戸籍の届出においては、特に婚姻届とかの法律上、効力が発生するという特別な要素があるものにつきましては、届出受付後に通知をして、一定

期間経過後に受理する。これで法律の効果発生ができるかどうかとされていますが、住民票のほうは、特に届出という事実行為によってすべて届がされるようになっていますので、身分関係の喪失のような特段のことはございませんけれども、行政の基礎になるという点につきまして何か議論があるかどうかというあたりで、戸籍と同様の取り扱いをする必要があるかどうかということが一つの論点であろうということでございます。

あと、「その他」といたしまして、戸籍の場合につきましては、除かれた戸籍の謄抄本とかいう議論がございますが、住民票のほうでは、一つは、もともと写しに準ずる取り扱いとしまして、戸籍の附票の写しをどのように交付するのかという点、除かれた住民票は、基本的には住民にとって性格そのものはあまり変わらないわけですが、一たんそこに記載された事項そのものはなくなって、死んだものになった場合についての写しをとる。これについては、運用上、準ずることというように、同じように扱っておりますが、そういうものについて、どのように考えていくのかということでございます。

2番目の罰則につきまして、現行法では、偽り等によって、住民票の写し等の交付を受けた者は、10万円以下の過料に処せられるということで、法50条で決まっておりますが、強化する必要があるかどうか。ちなみに、戸籍のほうの罰則の議論は、むしろ同じような体系で、偽り等によって謄抄本の交付を受けた場合、5万円となっております、ほかの法体系を見て、バランスがちょっとどうなのかなという議論がされているところです。その際には、これが一つ10万円として挙げられておりまして、逆に目標という形になっておりますので、これをどう変えるかどうか。

なお、住民異動とかの届出の場合につきましては、ほかの刑罰がかからない場合については5万円ということで、通常、厳密にいきますと、公正証書不実記載とかに対応する場合がありますので、基本的にはそちらで対応した上で、そうじゃない場合については5万円ということなんですけれども、それは何か特に変える必要があるかどうかということでございます。

以上が、大体の論点として考えられる点を提示しましたので、このほかに何か漏れがあるかどうかという点でございます。なお、この論点に即しまして、今後のスケジューリングは資料5-2でございます。こちらは検討会のスケジュールと項目ということで、まず、大ざっぱな日程でございますけれども、一番最初に局長からごあいさつさせていただきましたが、全般としましては、1月の下旬くらいまでに報告書を取りまとめていきたいということでございます。

なお、戸籍のほうの部会の進捗状況が当然ございますので、これは事務局的に考えて、今のあちらのほうのペースとして、1月下旬くらいまでかかるかどうかというのはある程度押さえた上で、それに合わせた形で、今回、立案させていただいております。そこから逆算しまして、12月の下旬くらいに素案をつくっていくと。その前の段階としまして、まずはいろいろな意見があろうかと思っておりますので、次回、1回、関係団体からヒアリングをしてみたらどうか。また、その際に、まず一番大きな場合分けが、どういうときに写しの請求ができるかということが大きな論点でございますので、それをその後にもう1回やって、第3回としまして、それをもう一度深める形で検討した上で、請求の際の本人確認の手段をどうするのか、また、異動届の場合の本人確認についてもどのようにするのかという点を押さえていければなと考えてございます。

また、今回、幹事会の設置をご了承いただきましたので、この合間を縫って、実務上の問題が何かあるかどうか、特に写しの件数は年間8,000万件とか7,500万件と非常に大量のものでございますので、実務上さばけるかどうかというのは非常に大きな点でございますから、そういう点は、幹事会を通じて検討をしていきたいと思っているということでございます。

以上が全体の説明でございまして、あとは衆議院参議院のほうの附帯決議がありますよというのが参考資料2でございますので、それは最初に説明したとおりの中の1点でございます。

あと、参考資料3ということで、制度改正について要望が来ております。幾つか分けておりますが、大体先ほどの論点に即した形でございます。まず、これは実は同じ出元の中身を幾つか分けていることになっておりますが、1つ目は、申請者とか請求事由を真に必要な場合にある程度限定したらどうですかというのが1点。これは個人情報保護の意識の高まりに応じてということでございます。2番目で、手続の厳格化ということで、特に有資格者（8士業）による職務上の請求で、請求事由を明らかにするようなことが必要じゃないかというご意見を賜っているところでございます。あと、何らか罰則の強化が要るかどうかという点でございます。

一番最後に「その他」ということで、交付請求書について、これを法律上、開示するような手続を何かつくりたくないのかという大阪府からの要望があるということで、全般としまして、大阪府の要望がもう全般を網羅している形ですので、もう一度そのあたりからご意見をいただくことを想定しているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

今、望月理事官から住民票の写し等の交付・異動届に係る現行制度について、資料3-1から3-5までにより説明していただきました。住民票の写し等の交付がどのようなものかということは、おわかりいただけたかと思います。この問題は、先ほどごあいさつのところで申し上げましたが、戸籍の謄抄本の問題と関連してどうかということで、前からそちらの動きも見てということもありました。戸籍制度の見直しについて、法務省の法制審議会の部会で検討されているということで、その見直しの状況につきまして、資料4-1から4-6で説明していただきました。もう一つ最後に出てまいりましたのが資料5-1と5-2で、ここで検討する論点、それから、今後のスケジュールということで、説明していただきました。

今日は第1回ですので、どの点についてでも結構ですので、まず、質問、ご意見などをお出しいただきまして、その後で、論点として資料5-1にありますようなことになろうかと思いますが、ほかにこういうこともあるのではないかということがありましたら、ご指摘いただければと思います。どうぞご意見、ご質問をお出してください。法務省の小出参事官、内閣府の加藤補佐に出席していただいていますので、適宜ご発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

それでは、お一人ずつご発言いただくということで、あいうえお順がいいかと思います。申しわけありませんが、よろしく願います。質問も意見も含めまして、何でも結構ですので、お出しいただきたいと思います。

【宇賀座長代理】 資料4-4で、「交付請求できる場合」ということで、イとして、「市町村長が相当な理由があると認めた場合」とありますけれども、これは、具体的にはどういったものが念頭に置かれているのでしょうか。

【堀部座長】 小出参事官からご説明いただければ。

【小出参事官】 自己の権利等の行使、国、地方公共団体の提出に必要であるという要件がありまして、中間試案の表現を見ますと、自己の権利もしくは権限を行使するために必要があることとなっております。イで、それで拾えなかったものということでございます。中間試案の本体の別紙というところに具体例を示しております。資料でいいますと、4-5の最後ですね。

別紙をごらんいただいたらおわかりになりますように、法制審議会の議論でもここに書いてあるものがすべてこれに該当するというふうに意見が統一できているわけではなく、例えば自己の権利もしくは権限を行使するというのであれば、A、B、Cまでは行けるけれども、D、Eは微妙ではないか、これは入れるべきではない、あるいはこれも当然入れるべきだという意見があったところでございます。

そうやって別れているんですが、イのところ、2枚目を見ていただくと、A、B、Cとございまして、自己の権利、権限、行使に当たらなくても、例えば「民生委員の方が、死亡した身寄りのない高齢者の親族を探そうとする場合」というのは、そもそも市町村がやるべきじゃないかという議論もあったんですが、これは民生委員としての権利、権限かどうかという微妙なので、市町村が相当と認める場合というふうに、これで決められるんじゃないかという意見がございました。

B、Cについては非常に微妙な問題で、Bは、結婚しようとしている婚姻相手がほんとうに独身なのかどうかを確認することは、権利、権限行使という意味でよいのかと。もしこういうことを許容するのであれば、相当と認める場合に入るのではないかという意見がございましたが、この点についてはかなり賛否両論あるということでございます。

Cにつきましては、法律行為をするに当たって、相手が未成年か成年かということを確認するために確認する必要があると。まだ具体的な契約関係に入っておりませんので、これから契約を締結しようとしている相手方の法律要件を確認することが果たして権利、権限として言えるのかどうかということで疑義がありますので、これも、もし許容されるということでありましたら、市町村長が相当、何を言われても権利の中に入ってくるのではないかという議論があったところでございます。

【宇賀座長代理】 これについては、例えば、省令のレベルぐらいで、ここで議論されたものを具体的に書いて、それでもどうしても残ってしまうものがあり得るので、バスケットクローズみたいなものを最後に残すような形を念頭に置かれているんでしょうか。

【小出参事官】 そうですね。この点についてもパブコメでいろいろ意見がありまして、市町村長が相当な理由があると認めた場合と書きますと、裁量がかなり広がり過ぎるのではないかという意見がございました。その意味で、中間試案の表現は、暗に準ずる場合としてという縛りをかけているんです。その意味で、裁量としてはそんなに広いものを我々は考えておりませんが、ただ、それでも市町村長がそう認めればいいんだろうと読めるという議論もあるようでございますので、これは客観的な意見を欠く、その他正当な理由が

ある場合と要件を定めておいて、バスケットクローズで、市町村長がそう認めた場合というふうな——条文の書き方としては、またこれから検討していくことだと思いますけれども、現段階の書き方としては、実質はこんなところであろうという意味で提案しています。

【堀部座長】　　そうですか。ほかの点についてはいかがですか。宇賀委員。

【宇賀座長代理】　　こちらの5-1にも入ってもよろしいですか。

【堀部座長】　　どうぞ。お願いします。

【宇賀座長代理】　　交付請求できる場合については、今の何人もという制度を限定するのは当然の方向ではないかと思っております。ですから問題は、限定した場合に、どのような場合に限ることにするかということで、おそらく、限定することについてはコンセンサスができていないかと思っております。戸籍のほうで大分議論が進んでいますので、それを参考にしながら、特に戸籍謄抄本の場合と、この住民票の写しの場合で、どこに違う点があるのか、あるいはないのか。そこを中心に議論していけば効率的に進められるかなという感じを持っております。

あとは、職務上の請求については、私は職務上の請求であるからといって理由を明らかにしなくてよいというのは、やはり問題だと思うんです。ここがいろいろな形で抜け道になり得ると思っておりますので、職務上の請求であっても請求事由は当然明らかにすべきだろうと思っております。

【堀部座長】　　とりあえず、そのあたりですか。

【宇賀座長代理】　　はい。

【堀部座長】　　わかりました。

岡田委員、いかがでしょうか。実際、戸籍のほうを検討されて、随分いろいろな意見が出ていると思えますけど。

【岡田委員】　　結局、私ども消費者相談員が戸籍とか住民票を気にし始めたのは、架空請求、不当請求のときからです。全然覚えがないのに請求が来て、一体全体この情報はどこから出たのかということから注意するようになりました。でも、当初は戸籍なのか住民票なのか、その特定ができませんでした。一部の消費者から、「これは戸籍から出ているに違いない。この情報は、そこにしかないんだ」という人が出てきたりして、どうしてそういうところから情報が漏れたのかと疑問を感じるようになりまして、そんな折に戸籍部会に参加いたしました。

しかし、私たちからすると職務上の請求というのがどうしても解せないといえますか、

何で特別にという感じが致します。そんな気持ちを率直に言わせていただいたのですが、あちらはあちらで仕事上どうしても必要だということです。結局現状のままで仕方がないのかという感じも致します。でも、現状はやはり問題だと思いますので、議論が必要だと思います。

今、委員がおっしゃったように、今のままじゃ絶対だめだと。だから、使用目的と、私は個人的には依頼人も、私たちがそれを知るわけじゃないですから、あくまでも行政のほうの窓口で、窓口の判断材料として依頼人の名前は出してほしいなと思っています。

【堀部座長】 この職務上の請求は、昭和45年ぐらいの改正でしたか。

【望月理事官】 もともと何人でもOKということだけでしたので、特にその段階では、そもそも職務上請求という区分がなかった。それで、60年の際に、請求事由を明らかにするとした中で……。

【堀部座長】 住民基本台帳のほうはそうですが、戸籍法の改正が49年でしたか。

【小出参事官】 51年です。

【堀部座長】 51年でしたか。たしか、民事行政審議会の答申が49年ぐらいに出たような気がするのですが、それをもとに改正の議論をしたことがあります。住民基本台帳法でも特に閲覧について、職務上の請求ならいいのではないかという議論も随分ありました。しかし、職務上の請求が、いろいろ濫用されていることもあるようですので、そこは何らかの歯止めが必要になってきているでしょうね。実際に濫用しているような具体例はどの程度明らかになっているんですか。去年だったか、行政書士が戸籍の謄抄本とか住民票を随分とって使ったというのが問題になりましたかと思いますが、……。

【望月理事官】 有資格者8士業のほうの②のほうの類型で、行政書士の方が請求用紙を乱用した形で入手して、そのものを人にあげてしまってやっている感じでございます。また、地方公共団体の職員の場合も、これは住民票の世界から若干ずれますが、昔の同窓会の人や今、どこにいるのかということや、調べたとか、そういう事例が起きているという状況でございます。

【堀部座長】 地方公務員は、この前の足立区のですか。報道されていますが、あれは結局、公文書偽造罪ですか……。

【望月理事官】 職務上の請求です。

今回、閲覧のほうの改正で、請求したら、必ず公文書という形にしましたけれども、逆に言いますと、一般の場合、必ずしも公文書と言わない場合があり得て、例えば身分証

明証を提示することによって、「見せて」と言って対応している場合があり得ると。そういうことで、乱用のおそれがあるということですので、要するに、職務上かどうかという点をやる必要があるのかなというのが一般的な意見として賜っているところです。

【堀部座長】 角委員、いかがでしょうか。

【角委員】 私もお二方がおっしゃったことにそれほどつけ加えることはないんですが、一つ質問があるんです。先ほど、住民票の写しを交付するときに、基本的には基本記載事項だけ出すけれども、特別の記載事項として戸籍の表示を出すことがわりと多いとおっしゃったんですが、これは、写しを請求する人がオプションで戸籍の表示もお願いしますと言えば、そこは一切スクリーニングがないんでしょうか。

【望月理事官】 そこで、まず本人による請求の場合と、第三者による請求の場合を見まして、本人による場合は、大体基本的にはいいのかなという考え方にしまして、第三者による請求の場合については、不当な目的かどうかという点のスクリーニングをかけております。逆に言うと、そういう事例を知る合理的な理由が見出せるかどうかを窓口でやりとりしまして、見出せない場合につきましては、現場ではできる限りそういうのを入れなないようにしてくれという指導を行ってやっている。

ただ、枚数は非常に膨大ですので、通常、推定される範囲で、大体こういうのは要るよなと判断した場合につきましては別ということですね。

【角委員】 写しは出すけれども、戸籍の表示についてはご希望に添えかねますということも、現実には……。

【望月理事官】 そういう理由であれば、要らないんじゃないですかという反論は一応あり得る。それで押し切れるかどうかというのは、不当な目的によることが明らかな場合に該当するかどうかということですので、そこはやや限界点があるというふうに……。

現場で一番悩んでいることです。

【角委員】 だから、そのあたりがヒアリングで、現実にどれぐらい写しは出して、戸籍の表示も依頼されたけれども、それはノーと言うときと、どれくらいあって、どういう目的の場合にそういう扱いをするのかというのが……。大阪府は住民票なんかには本籍が出ることにかなりセンシティブなんじゃないかなと思います。

不当な目的とかですと、結婚相手を知りたいという、それは不当な目的じゃないよなというふうになるので、どこまで出すかということも写しを出すときに考えたほうがいい。それもちよっと議論したほうがいいのかなという気がいたします。

あと、先ほど宇賀委員がおっしゃったように、戸籍のほうもかなり交付請求の場合が従来より制限されてきますので、そうすると、現場のことを考えると、住民票の写しの交付も戸籍の謄抄本の交付も、ある意味で原則基準は同じというのが、現場がスムーズに動くんじゃないかと思います。ただ、先ほど宇賀委員がおっしゃったように、違うところがあるのかなのかというところが大切なんじゃないかと思います。

それで、一つ前から気になっていて、これは戸籍のときも思っているんですけども、全然みんなにもそんなことはないと言われたんですが、ちょっと品の悪い言い方なんですけれども、借金取りに国が情報を与えるというのが何か気持ち悪くてしょうがないんです。例えば戸籍だけですと、追いかけてよと思っても、住所は出てこないですから、債務者が死んだ場合に何人に債権が分かれるのかとか、そこまではいいんですけども、本籍がわかっちゃうと、戸籍の附票で住所がずっと追いかけられるというのが、果たして戸籍の附票の写しの交付と住民票の写しの交付を同列に論じていいのかどうかというのが——もちろん債権者である以上、自分の権利行使のために、相手方の住所がわかるのは当然の権利だという前提に立てば同じなんだと思うんですけども、先ほど岡田委員が、架空請求というお話をなさいましたけれども、世に言う貸金業者は、附票でどンドン住所を追いかけるので、転出届を出せない、だから子供を学校に上げられないという話を聞きますと、そういうことを考えると、戸籍の附票の写しの交付は限界づけるべきなのかどうかということも議論していただければと思います。

【堀部座長】 戸籍の謄抄本と住民票の写し・戸籍の附票の違いは、現住所がどうなっているかがわかるかどうかというところが一つあります。ドメスティック・バイオレンスですと、女性がどこかに隠れるわけですけども、子供を連れていったりすると、学校に行く関係で、住所を移すことになる。そうすると、その夫が探し当てるために住民基本台帳を閲覧したりすることになるので、そこをどうするか。法律の改正まではしないで、解釈で対応しました。現住所がわかるかが、一つ重要な意味を持っていると思います。架空請求も現住所に来るわけでしょうから、……。それでは、前田委員、行政のお立場からいかがでしょうか。

【前田委員】 住民基本台帳の閲覧制度について、既に法の改正が行われて、11月から施行されます。そのときの議論、戸籍について法務省が見直されている流れからすれば、写しの交付についても、今の何人でもという考え方をもう1回組み立て直す必要はあると。ただ、これは全国の市区町村が担当しますが、先ほど全国で年間7,500万件というお話

がございましたが、都内の市区町村で大体900万件。

ですからこれは、1日当たりだと2万5,000件ぐらいの住民票の交付をしているわけです。実際に市役所、区役所に行かれるとわかりますが、住民票を扱うセクションと戸籍を扱うセクションが大体同じところであって、同じような仕事をしています。住民からすれば、こちらが国の事務で、こちらは自治事務ということになっていても、根本的に違うと思っていられない。住民票の写しの交付とか戸籍の謄抄本については、実務をする立場の上からこれとこれは違うんだということになると事務の混乱が置きますので、基本的な考え方はきちんと整理しておく。つまり、整合をとって進められたほうがいいと思います。

それから、先ほど職務請求の話があったんですけども、住民票の閲覧のときもそうですが、基本的に理由を申し上げるんだということはそのとおりだと思いますが、私は昔、税金を払わない人の整理を担当したことがあるんですけども、必ずしも善人ばかりではないわけです。そういうときに、職務上どうしても住民票なり戸籍の附票なりを活用して、払えるにもかかわらず払わない人を追い詰めて取ったことは何度もあります。

だから、ほかの民間の貸金業がいいか悪いかわかりませんが、世の中はそれほど善人ばかりじゃないという点がありますので、行政上の仕組みとして、ある意味では国なり自治体なり、行政を有機的に機能させるためにも必要なので、手続はきちんとするとしても、個人の情報なり何なりの保護という重要な側面と、個人個人が集まって社会をつくって、それを回していくためにこの制度を使わなきゃいけないところもあるんで、その辺は両方の観点からご議論いただければと。

【堀部座長】 ありがとうございました。

千代田区長の石川委員がおられるとまたいろいろご意見があるかもしれませんが、それは次回に伺うことにしまして、先ほども言いましたが、幹事会でいろいろ検討していただきたいと思います。当検討会としまして、この資料5-1の論点のうち、何点かについては既にご意見をいただきましたが、ほかにこうしたらどうかというようなところがあれば、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

初めのところで、戸籍謄抄本にかかわる議論と特段異なる取り扱いとすべきということがあるかということでも、今までの意見ですと、むしろ同じようにしたらどうかということですが、幹事会などで具体的に担当されている方のご意見なども伺いながら、論点についても整理していきたいと思います。次回、ここに出して、また先ほどのスケジュールにも

ありましたように、今後、それぞれについて検討していくこととなりますので、その点は、事務局と座長で相談して整理させていただきたいと思います。

それから、今後のスケジュールということで、検討項目についてもありますが、これは関係団体としては、どんなところが考えられますか。

【望月理事官】 事務局で考えてございますのは、一つは、地方団体といたしましては、そこに要望がありました大阪府あたりで考えられないか。あともう一つは、今回の論点としましては、弁護士とかのいわゆる 8 士業の取り扱いもございますので、そちらの関係団体からも何らかのヒアリングができればと思います。

【堀部座長】 そうですか。もっとこういうところからも聞いたほうがいいのかということはあるですか。よろしいですか。事務局といろいろ相談しながら関係団体についても、お願いしたいと思います。この前の閲覧制度のときには、日本社会学会などからすると、閲覧制度がなくなると調査ができなくなる、学問の自由を制約することになるという意見などもありました。今回、住民基本台帳の閲覧制度そのものが法律で変わりましたが、写しの交付についてはそのような意見はないのでしょうか。いかがでしょうか。

【望月理事官】 この前の閲覧の改正の際に、附帯決議で、これについても運用の厳格化と内容の見直し検討をいただいていますので、それは最も強力な要望ではあります。

それ以外にここを具体的なものとしてどうこうというのは、あまり実は。先ほどの大阪府案のものも、法改正がされたんだけど、これはどうするのという感じで出されてきた意見ですので、実はそれ以外あまりありません。

【岡田委員】 閲覧のほうが関心が高かったということですか。

【堀部座長】 閲覧のほうが関心が高かったでしょうね。実際にダイレクトメールを使っているところもありまして、委員の中にもそういう企業のトップの方が経団連の関係で入っていました。

【岡田委員】 確かに、消費者センターの現場では、ダイレクトメールとか、訪問販売のときに電話があったのは、一時期より減ってきているような感じがします。やはり改正の効果でしょうか。

【堀部座長】 そろそろお昼になりますが、今日は 12 時過ぎまで予定していただきましたので、残りの時間はいろいろ意見交換をしていきたいと思います。また次回の日程等の調整もできればと思っています。

どうぞ自由にご発言ください。

【宇賀座長代理】 今日ということではなくて、次回以降で、できれば資料としてお願いしたいことで、一つは、職務上請求です。あるいは、国、地方公共団体の職員による請求であっても、それが濫用された具体的な例をもうちょっと出していただければというのと、届出人の本人確認について議論する際に、これまでなりすましがどういった方法で行われたのかという具体例がわかりますと、それへの対応としてどういうことが必要かが明らかになると思いますので、具体的な例を出していただければと。

【望月理事官】 承知しました。

【堀部座長】 それでは、今後の日程調整をお願いしたいと思います。日程についてお出しいただいたものを事務局でまとめましたので、福浦企画官からお願いいたします。

【福浦企画官】 皆様にご予定をお伺いさせていただきました。次回の第2回でございますが、10月17日の火曜日の午後でいかがでございますでしょうか。座長、お時間…。

【堀部座長】 そうですね。3時～5時でお願いできれば、そのほうが私はありがたいんですけども、よろしいですか。

【福浦企画官】 第3回でございますが、11月28日の火曜日の午後でいかがかと思えます。

【堀部座長】 11月28日、火曜日の午後、これも3時～5時のほうが、好都合です。

【福浦企画官】 第2回の場合はヒアリング……。

【堀部座長】 事務局のほうは、それでもよろしいですか。

【福浦企画官】 はい。第2回はヒアリングを予定してございますので、もしその辺の調整で、特段の事情変更がございましたら、また取りまとめさせていただきますが、一応その日程で仮置き方、お願いしたいと思います。

【堀部座長】 それでは、仮置きでお願いいたします。

ほかに何かありますでしょうか。また適宜、事務局のほうにいろいろご意見なりをお寄せいただきまして、法務省のほうの検討——パブコメは今度の19日に出るわけですね。

【小出参事官】 360件以上来ました。予想外に対立が厳しくて。

【堀部座長】 対立が厳しいですか。

【小出参事官】 厳しいですね。いわゆる、先ほどもちょっと話しましたがけれども、戸籍の公開を制限をしていく方向自体に反対であるというのがかなりあって。

【堀部座長】 そういうのもあるのですか。

【小出参事官】　　そういう……。戸籍に何を期待するかというと、まず戸籍が人権侵害、差別の温床であるという物の見方もあれば、戸籍があるからこそ犯罪者の匿名性がなくなって治安が維持されているという側面もあるという、その地点から物の見方が違うと、すべての要件について厳しくしろや、弱くしろと。全部違ってくるわけですよ。これは今後の法制審の進行はかなり難しいかと。

【岡田委員】　　あの中では方向は決まっているとおもっていたのですが。

【角委員】　　あの中では。

【岡田委員】　　今までの議論はなんだったのでしょうか。

【小出参事官】　　もう弁護士会が、今までどおりの態度ではないと思いますよ。日弁連の姿勢がもう決まりましたんで。

【堀部座長】　　そうですか。

【小出参事官】　　日弁連の意見書というのはかなり大部なもので、かなり力が入っていますね。

【堀部座長】　　そのあたりもいろいろ参考にさせていただいて議論を進めていきたいと思っています。

それでは、福浦さんからどうぞ。

【福浦企画官】　　事務局から報告でございますけれども、本日の会議の議論につきましては、会議録を各委員にチェックいただいた後に公表することといたしております、後日、会議録の素案を送付させていただきますので、チェックをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【堀部座長】　　ありがとうございます。

ほかに事務局のほうで何かつけ加えることはありますか。

【福浦企画官】　　日程調整を先ほどお願ひしたんですが、また場所等を確定した上で、後日、正式な依頼文を送付させていただきます。次回が10月17日の午後3時からで、第3回が11月28日、これも午後3時からでお願ひしたいと思います。

以上でございます。

【堀部座長】　　それでは、そういうことでよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。